



## 有機(オーガニック)のお話(2)

### 有機JASと有機はちみつ



平成25年3月9日

日本オーガニック推進協議会

理事長 山崎 泉

## オーガニックの専門資格のご紹介

厚生労働省認可 財団法人職業技能振興会認定資格

- オーガニックアドバイザー（初級）
- オーガニックコーディネーター（中級）
- マスターオーガニックコーディネーター（上級）

認定試験：毎年 3月・7月・11月 最終日曜日（初級は随時）

### 使用テキスト

「オーガニックコーディネーター公式テキスト」



「オーガニックコーディネーター公式テキスト  
第2章補講／食品と放射能」



編・著：山崎 泉 日本オーガニック推進協議会理事長  
監 修：秋濱友也 日本オーガニック推進協議会 最高顧問・農学博士

## 有機JASの認定の仕組み

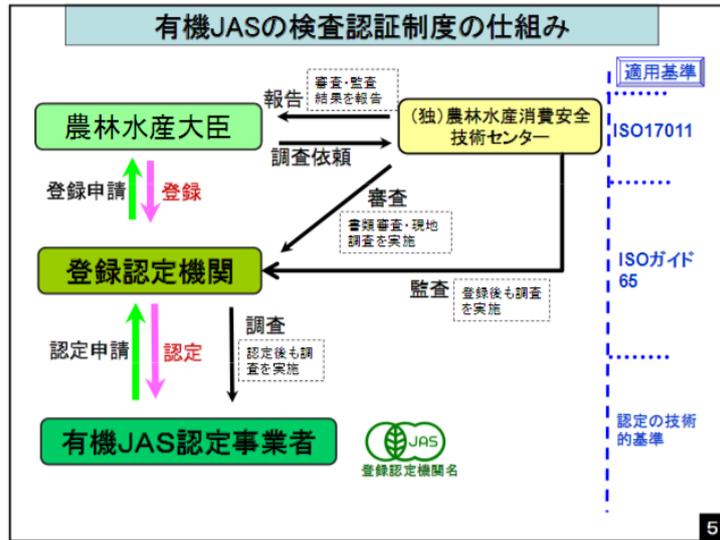
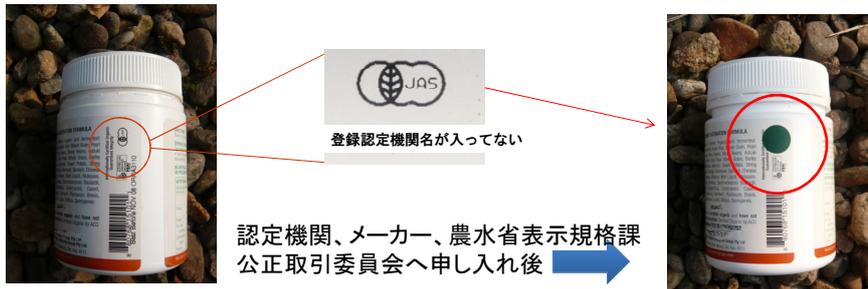


図: 農水省データから転載

## 違反事例

【有機JASマークがあってもその下に登録認定機関名が入っていなかったオーストラリアの輸入食品の例】



違反者は即プレスリリース(農水省HPで毎日更新)

食品表示ウォッチャー(全国約1万人)、食品表示特別Gメン(表示・規格特別調査官)(全国約2000人)

### <参加者からの質問事項>

■オーガニック認定機関は世界にいくつくらいあり、JASとの提携や関連性などについて。



#### 認定機関トップ5

①日本：71 ②アメリカ：57 ③ドイツ：32 ④韓国：32 ⑤中国：29 2008年

JAS制度と同等の制度を有する国(平成22年現在)

有機農産物及び有機農産物加工食品について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク 32カ国

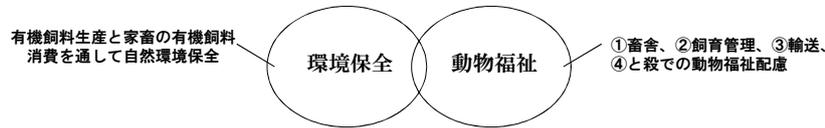
有機の国際規格はCODEX

## 有機農産物の8大ポイント

- ①自然循環機能の維持増進を図りながら農業生産に伴う環境負荷を軽減し、「環境保全型」生産を行なうこと。
- ②種まき、または苗などの植え付け以前に2年以上(多年生植物の場合は3年)、禁止された農薬や化学肥料を使用していないほ場で栽培すること。野山から採取する農産物に関しては採取する区域に3年以上農薬等が使用されていないこと。
- ③有機ほ場に、周辺から農薬が飛来したり、農薬や化学肥料、土壌改良剤などを使用した用水が流入したりしないよう、必要な対策をとること。
- ④化学的に合成された農薬、化学肥料、土壌改良剤を原則使用しないこと。
- ⑤自然の力を生かしたたい肥づくり、土づくりを行ない、健康な農産物を育てること。
- ⑥品種や栽培時期を工夫する等の「耕種的防除」、防虫ネットを利用する等の「物理的防除」、またアイガモ農法等の「生物的防除」といった方法により、農薬を使わない病害虫防除と除草を基本とすること。
- ⑦栽培の段階だけでなく、収穫、保管、包装、輸送の全ての行程で、作物を汚染しないよう管理すること(生産行程はすべて内部規定書を作成し、記録・管理すること)。
- ⑧種苗はもちろん、肥料においても遺伝子組換え技術を使用しないこと。種苗は原則として有機栽培されたものを使用する。

## 有機畜産物について

### 有機畜産物であるための基本原則



- ・ 飼料は主に有機農産物を与える
- ・ 野外への放牧などストレスを与えずに飼育する
- ・ 抗生物質等を病気の予防目的で使用しない
- ・ 遺伝子組換え技術を使用しない

●飼養地の条件はほぼ有機農産物の原則と同じ。

- ・ 家畜及び家きんを、野外の飼育場に自由に出入りさせること。または週2回以上野外で放牧すること。
- ・ 1頭あるいは1羽あたりの最低飼育面積を確保すること。例えば、肉牛1頭当たり5.0㎡、馬1頭当たり13㎡、豚1.1㎡、家きんの場合、1羽当たり0.1㎡以上の面積を有すること、など。
- ・ 移動中の精神安定剤は禁止、など。

## 有機畜産物の表示

### 表示の注意点

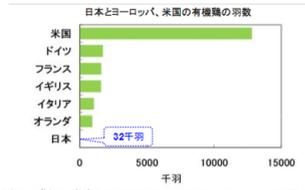
- 有機畜産物の表示をする際に必ずしも有機JAS マークの貼り付けを必須としない。
- 商品に有機JASマークが付いてなくても「オーガニックビーフ」などと表示できる。
- 「有機JAS」マークを貼って出荷する場合には有機畜産物生産行程管理者の資格が必要。



\* 指定農林物資：有機農産物及び有機農産物加工食品であり、有機畜産は含まれない。

名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの

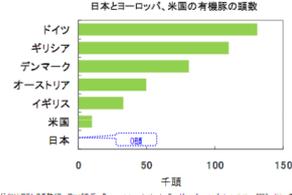
国内の有機鶏は約3万羽



ドイツの有機生産者連合(ドイツ有機農業協会) European Sustainable Food from Farm to Fork statistics, 2012 edition Tables 14 and Tables 18に引用  
フランスの有機生産者連合(フランス有機農業協会) European Sustainable Food from Farm to Fork statistics, 2012 edition Tables 14 and Tables 18に引用  
米国の有機生産者連合(米国有機農業協会) European Sustainable Food from Farm to Fork statistics, 2012 edition Tables 14 and Tables 18に引用

24

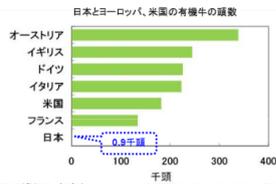
国内の有機豚はゼロ



ドイツの有機生産者連合(ドイツ有機農業協会) European Sustainable Food from Farm to Fork statistics, 2012 edition Tables 14 and Tables 18に引用  
フランスの有機生産者連合(フランス有機農業協会) European Sustainable Food from Farm to Fork statistics, 2012 edition Tables 14 and Tables 18に引用  
米国の有機生産者連合(米国有機農業協会) European Sustainable Food from Farm to Fork statistics, 2012 edition Tables 14 and Tables 18に引用

23

国内の有機牛は約900頭



ドイツの有機生産者連合(ドイツ有機農業協会) European Sustainable Food from Farm to Fork statistics, 2012 edition Tables 14 and Tables 18に引用  
フランスの有機生産者連合(フランス有機農業協会) European Sustainable Food from Farm to Fork statistics, 2012 edition Tables 14 and Tables 18に引用  
米国の有機生産者連合(米国有機農業協会) European Sustainable Food from Farm to Fork statistics, 2012 edition Tables 14 and Tables 18に引用

22

ミツバチ

ミツバチは畜産物に含まれるが日本では有機ハチミツの規格がない。

国内では1登録認定機関(JONA)が認定しているが  
有機JASとは関係のない任意の規格。



有機ハチミツでないものに有機(オーガニック)ハチミツと表示しても表示違反とはならない。



## 有機ハチミツの規格

有機農産物生産、さらには、有機農業製品及び食品に関する表示についてのEJ指令  
No2092/91 1991年6月24日

### C. 養蜂と養蜂生産

- 飼育場から半径3km以内が、基本的に有機的に生産された作物または野生の花蜜と花粉
- 都市中心部、高速道路、工場地帯、ごみ廃棄場、ごみ焼却場などの汚染の原因となりえる非農業生産資源と十分な距離を保つ。
- 人工の餌は有機的に生産されたハチミツを使う（気候条件等によりハチミツが結晶化するなどした場合は有機的に生産されたハチミツと糖液の使用を許可。
- 病気への抵抗力を高め、伝染病を予防するための次のような措置の実施：女王蜂の定期的な更新、健康上の変化を発見するためのミツバチの規則的な検査、雄の蜂児の管理、道具と設備の定期的な消毒、汚染された用具や供給源の廃棄、巣箱の中の蜜蝋と花粉と蜜の十分な蓄えの定期的な交換
- 予防処置の目的で、化学的に合成された逆症療法の医薬品を使用することは禁止されている。上記の原則によらず、ミツバチヘギイタダニが発生した場合は、蟻酸・乳酸・酢酸・シュウ酸・メントール・チモール・オイカリプトールを使用することができる。

## はちみつの表示

### 全国はちみつ公正取引協議会

加糖はちみつ	異性化液糖その他の糖類を加えたもの（人工的にシロ糖を加えたもの＝人工甘味料） ハチミツ60%以上は「加糖」、60%未満は「シロップ」と表示している
巣はちみつ	新しく作られて幼虫のいない巣房にみつぼちによって貯えられたはちみつで、巣全体又は一部を封入したまま販売されるものをいう。
「純粋」「pure（ピュア）」	ハチミツ100% 「純粋」、「天然」、「生」、「完熟」、「ピュア」、「ナチュラル」、「Pure」、「Natural」に統一。精製はちみつを使用したもの又は添加物を含むものに表示してはならない。
精製	ハチミツからにおいや色を取り除いたもの
国産	原料蜜のすべてが国内で採蜜されたもの
海外産	外国で採蜜されたはちみつにあっては「○○産」と表示し「○○」に採蜜国名を表示すること。採蜜国が複数にわたる場合は原材料に占める重量の多いものから順に表示すること。この場合において、はちみつの採蜜国が3か国以上にわたるときは、2番目までの採蜜国を表示した上「他の国の」と表示。
採蜜源の花名を表示する場合は、当該はちみつに、蜜源を異にするはちみつを混合してはならない。	
○注意：昭和62年に当時の厚生省から「1歳未満の乳児にはちみつを与えないように」という勧告が出されました。理由：はちみつの中にボツリヌス菌が混入していることが多いため。	

## 『ハチはなぜ大量死したのか』

「蜂群崩壊症候群」(Colony Collapse Disorder, CCD) 壊症候群 (Colony Collapse Disorder, CCD)

ローワン・ジェイコブセン著・2009年文芸春秋社刊

### 原題「Fruitless Fall」(実りのない秋)

- ・花をつける草や木(顕花植物)1億3000年前に出現。昆虫やハチなどの飛翔昆虫の出現と同時期。
- ・昆虫の出現により風媒花から受粉方式になり「顕花植物」の隆盛。果樹はほとんどがミツバチで受粉する(米も)。
- ・2006~2007年に掛け北半球のハチの4分の1が失踪。
- ・国内でも08~10年度に毎年8千~1万1千の巣箱が農薬被害に遭ったという報告(日本養蜂はちみつ協会)。09年に農薬で死んだと報告されたハチの9割以上、弱ったハチの7割近くからネオニコチノイド系の農薬が出た(畜草研)。
- ・朝日新聞2012年5月9日 農薬からミツバチ守れ 巣箱の被害報告 年間1万個

現在進行形である

■一番疑われている原因:ネオニコチノイド系農薬(イミダクロプリドなど)。浸透性農薬でありカメムシなどの神経を麻痺させる。浸透性のため洗っても落ちない。

## ネオニコチノイド系農薬の動向

### フランス

1994年にイミダクロプリドによる種子処理(種子のコートリング)が導入された後、ミツバチ大量死事件が発生していた。そこで、1999年1月、予防措置として、イミダクロプリドによるヒマワリ種子処理を全国的に一時停止し、原因究明調査に着手。2002年、ミツバチ全滅事件発生。2003年、農業省の委託を受けた毒性調査委員会はイミダクロプリドの種子処理によるミツバチへの危険性を警告する報告書をまとめる。これを受けて、2004年に農業省は、イミダクロプリドを活性成分とするネオニコチノイド系殺虫剤ゴーシュの許可を取り消し、イミダクロプリドによるトウモロコシの種子処理も禁止。そして、2006年4月、最高裁の判決を受け、ネオニコチノイド系農薬ゴーシュ(イミダクロプリド)を正式に使用禁止。

### オランダ

2000年、イミダクロプリドを開放系栽培での使用を禁止。

### デンマーク

2000年、イミダクロプリドの販売禁止。

### ドイツ

2006年にネオニコチノイド系農薬のクロチアニジンが広く市場に出回るようになると、ハチの大量死・大量失踪が初めて報告された。翌2007年から2008年にかけて被害がさらに深刻化、2008年、ドイツ連邦消費者保護・安全局(BVL)は、イミダクロプリドとクロチアニジンの認可を取り消し、ネオニコチノイド系農薬7種類を販売禁止。

### イタリア

2008年、農業省がイミダクロプリドやクロチアニジンによる種子処理を禁止。

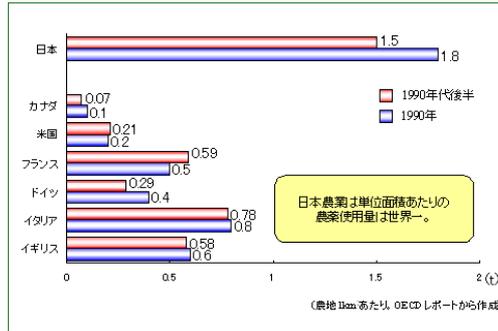
### アメリカ

2006年、全米の4分の1以上のハチが忽然と消える。

以上「ウィキペディア」

## 日本の農薬使用量

単位面積当たりの農薬使用量 (kg/ha) WHO1990 Public Health Impact of Pesticides Used in Agriculture	
日本	10.8
EU	1.9
アメリカ	1.5
ラテンアメリカ	0.22
大洋州 (オーストラリア、サモア、ソロモン諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア等)	0.20
アフリカ	0.13



OECD2002

## 食物連鎖と生物濃縮

